仙台銀行

株式会社仙台銀行 企画部
〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
TEL.022-225-8241（代）
平成18年7月発行

ホームページ http://www.sendaibank.co.jp/

SENDAI BANK

MINI DISCLOSURE '06

2006年ミニディスクロージャー誌

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています
PRINTED WITH SOY INK このカタログは大豆油インキで印刷しています

頭取あいさつ 1

経営理念・経営方針 2

地域密着型金融推進計画 6

地域の皆さまとともに 8

トピックス 14

業績のハイライト（個別） 16

不良債権の状況 20

SENDAI BANK
MINI DISCLOSURE
'06

仙台銀行プロフィール

（平成18年3月末現在）

■創　業
昭和26年7月5日

■資本金
74億85百万円

■本　店
仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

■店舗数
71カ店（宮城県内70カ店、東京1カ店）

■行員数
772人（男子579人、女子193人）

■預金・譲渡性預金
7,408億円

■貸出金
5,043億円

私たち仙台銀行は、
宮城県の皆さまから、
もっと当行を好きになっていただくために、
企業風土改革「好品質計画」に
取り組んでおります。

平成18年7月

仙　台　銀　行
取締役頭取　三井精一

経営理念・経営方針

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業の金融円滑化」を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立されました。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことは当行の企業使命です。

当行は、平成18年4月から、計画期間を2年間とする中期経営計画「好品質計画」に取り組んでおります。

本計画では、宮城県に特化した地域金融機関であることの「強み」を最大限に生かし、「仙台銀行グループにしかできないサービス」や、「仙台銀行グループだからこそできるサービス」を展開することで、地域のお客さまが当行を好意的に選んでいただけるよう、金融サービスの一層の充実に取り組んでまいります。

新たな中期経営計画がスタート

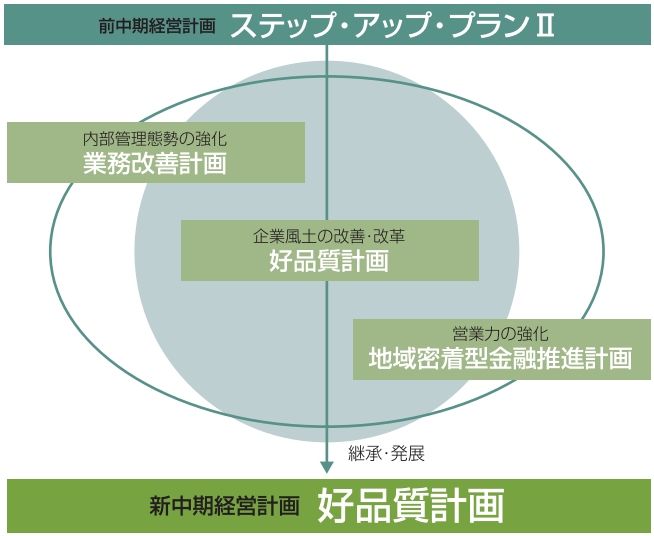

[あるべき姿]

宮城県に特化した真の地域金融機関

[計画目標]

- 仙台銀行グループの強みを活用する
- 仙台銀行グループだからできるサービスの提供
- 仙台銀行グループにしかできないサービスの提供
- お客さまが満足し当行が適正対価を受け取る共存・共栄関係

経営理念・経営方針

［目標達成に向けた3つのプロジェクト］

営業体制再構築プロジェクト

●お客さまのニーズを2つに整理し、双方のニーズにお応えできる営業体制を再構築します。

［付加価値や問題解決能力を求めるお客さま］（リレバン業務）

［価格や利便性、スピードを求めるお客さま］（トラバン業務）

●中小企業を対象としたリレバン業務を価格競争に対抗する当行の主力部門と位置づけるとともに、窓口業務等のトラバン業務の一層の利便性向上と、効率化を図ります。

具体的な施策

■リレバン業務、トラバン業務の観点から、地域の市場性に最適な店舗営業体制の導入。

■業績評価制度、人事制度の見直し　など

内部管理態勢強化プロジェクト

●内部管理態勢の強化に向けて、本部機能を再構築するとともに、営業店への指導体制を強化します。

●内部統制に関する各種法規制に的確に対応し、一層の経営の透明性と業務の適切性を確保してまいります。

具体的な施策

■業務改善計画等に基づく内部管理態勢の一層の強化

■本部機構改革と諸機能の定着

■日本版SOXへの対応

企業風土改革プロジェクト

●情報開示を拡充するとともに、顧客満足度アンケート等を通じて利用者の利便性と満足度を高める組織体制を構築します。

●「キャリアマネジメント制度」の導入を検討し、中長期的な人材育成を強化します。

具体的な施策

■地域貢献、CSR等の情報開示の充実、顧客満足度アンケートの継続

■キャリア開発プログラムの活用、専門分野の外部人材の活用

地域密着型金融推進計画

「地域密着型金融推進計画」の概要

本計画は、「リレーションシップバンキングの機能強化計画（平成15年度～平成16年度）」の成果や、地域及び当行の特性等を踏まえ、計画期間中（平成17年度～平成18年度）に「事業再生・中小企業金融の円滑化」、「経営力の強化」、「地域利用者の利便性向上」を柱に地域密着型金融を進める方針や具体的な施策を定めたものです。当行では、「銀行はサービス業である」という原点に立ち、地域金融機関として、これまで以上に地域の皆さまにお役に立てるよう、本計画を着実に実行してまいります。

「地域密着型金融の機能強化」の3つの柱の重点項目

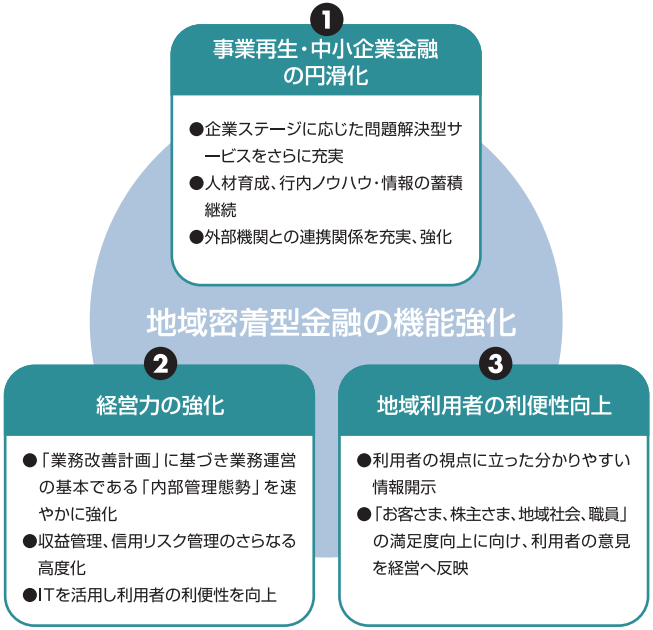

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況（平成17年度）

当行では、本計画を通じて「お客さま、株主さま、地域社会、職員」の各ステークホルダーの満足度を高めることにより、企業価値を高めていくことを目標にしております。この目標達成に向けて、本計画に基づき、平成17年度までに予定しておりました各施策について、ほぼ当初計画どおりに取り組んでまいりました。主な計画目標の進捗状況は以下のとおりとなっておりますが、今後も引き続き地域密着型金融を進め、地域の皆さまのニーズにお応えできるよう、本計画の各施策に取り組んでまいります。

主な計画目標の進捗状況

計画目標
ビジネスマッチング仲介件数年間30件実施（平成17年度）

進捗状況
○ビジネスマッチング情報の活用や商談会を開催した結果、平成17年度末で202件（うち成約件数37件）の実績となりました。

計画目標
500先以上の取引先へ経営改善支援を実施（平成18年度末迄）

進捗状況
○平成17年度末迄に取引先318先を選定し、経営改善支援を実施した結果、期間中に44先の債務者区分がランクアップしました。

「地域密着型金融推進計画」については、
当行ホームページにより詳しく掲載しております。

地域密着型金融推進計画

地域の皆さまとともに

当行における地域貢献に関する考え方

当行は、昭和26年に宮城県知事の提唱により、「宮城県の中小企業の金融円滑化」を目的に、宮城県が資本金の4割を出資して設立された地域金融機関です。「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことが、当行の企業使命であり、地域貢献であると考えております。

具体的には、事業資金やローンの提供という資金供給にとどまらず、経営相談やコンサルティング業務等を通じて中小企業の活動を多面的に支援していくことが、当行における地域貢献であると考えております。それと同時に、各種セミナーや講演会等の開催、地域行事への参加等も地域発展に必要なことであると考えております。

これからも当行は、地域貢献に関する情報をより一層積極的に開示し、地域の皆さまからご理解、ご満足いただけるよう努めてまいります。

当行の預金・譲渡性預金の状況

当行の預金・譲渡性預金残高7,408億29百万円のうち、宮城県内のお客さまより7,386億65百万円お預かりしており、当行の預金・譲渡性預金残高全体の99.71%となっております。

●預金・譲渡性預金残高全体に占める県内割合
（平成18年3月末現在）

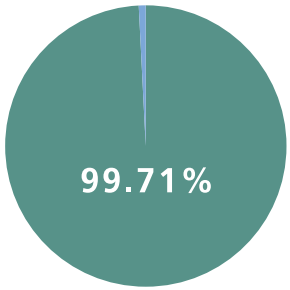

県内の預金・譲渡性預金の状況

当行における宮城県内の個人のお客さまからお預かりしている預金・譲渡性預金残高は5,499億78百万円であり、当行の宮城県内の預金・譲渡性預金残高に占める割合は、74.46%となっております。

●県内預金・譲渡性預金残高に占める県内個人預金・譲渡性預金割合
（平成18年3月末現在）

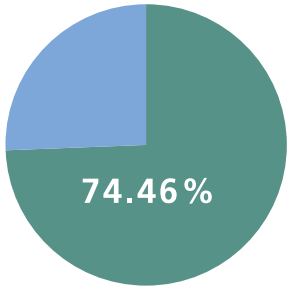

預かり資産の状況

お客さまの資産運用ニーズにお応えするため、さまざまな商品を取り揃えております。公共債、投資信託および個人年金保険を対象とした預かり資産残高は、170億10百万円となりました。

（注）個人年金保険残高は成約累計残高とし、解約分は 考慮しておりません。

●預かり資産残高
（平成18年3月末現在）

合計 170億10百万円

地域の皆さまとともに

地域の皆さまとともに

当行の貸出金の状況

当行の貸出金残高5,043億62百万円のうち、宮城県内のお客さまへの貸出金残高は4,930億円であり、当行の貸出金残高全体の97.75%となっております。

●貸出金残高全体に占める県内割合
（平成18年3月末現在）

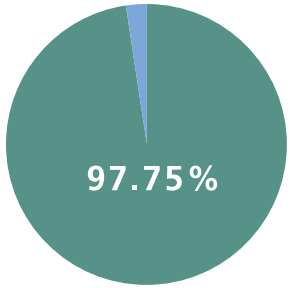

県内の住宅ローンの状況

当行における宮城県内の個人ローン残高1,555億95百万円に占める住宅ローン残高は1,342億31百万円であり、宮城県内個人ローン残高全体の86.27%となっております。

●県内の個人ローン残高に占める住宅ローンの割合
（平成18年3月末現在）

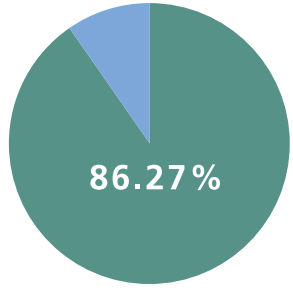

県内の中小企業への貸出状況

当行では、設立の原点である「宮城県の中小企業の方々のために役立つ」ことを企業使命として、企業経営を進めております。

宮城県内の貸出のうち、45.13%となる2,224億82百万円を中小企業の方々に貸出しております。

●県内の貸出に占める中小企業向け貸出割合
（平成18年3月末現在）

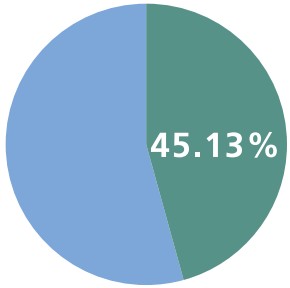

県内への資金供給

当行では、宮城県内のお客さまからお預かりした預金・譲渡性預金7,386億65百万円の66.74%を宮城県内の中小企業や個人のお客さまなどへご融資し、地域への円滑な資金供給を行っております。

●当行における県内預金・譲渡性預金と貸出の状況
（平成18年3月末現在）

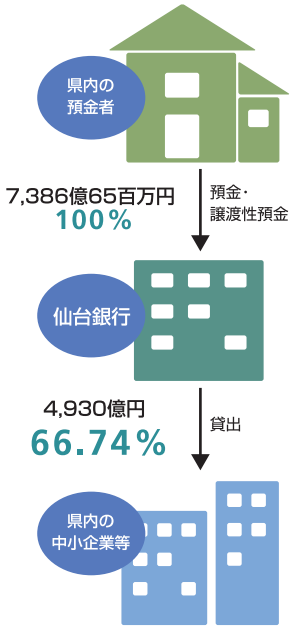

地域の皆さまとともに

地域の皆さまとともに

利便性の状況

当行では、営業店71カ店のうち70カ店、ならびに237台のATM（CDを含む）を宮城県全域に設置し、お客様の利便性向上を図っております。

●当行の店舗およびATM設置状況　（平成18年6月末現在）

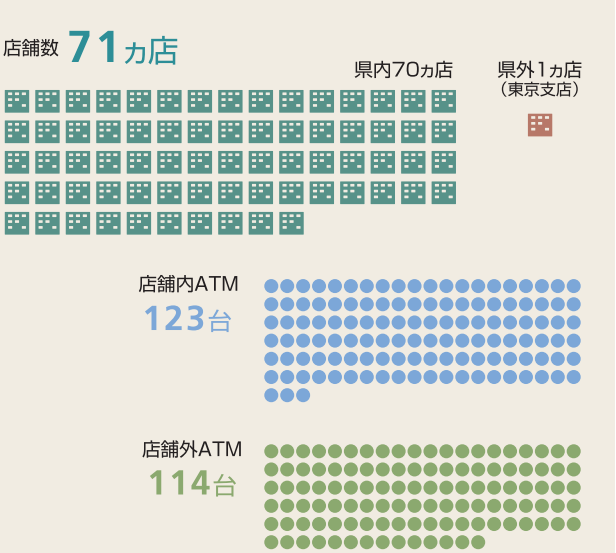

コンビニATM

お客さまへの更なる利便性向上を図るため、株式会社セブン銀行と平成18年5月22日にATM利用提携を開始いたしました。

今回のATM利用提携により、セブン銀行ATMで、当行のカードによる「お引出し」「お預入れ」「残高照会」ができるようになりました。

平成18年5月22日 ATM利用提携開始

CSRへの取り組み

公益信託「仙台銀行まちづくり基金」

宮城県内でまちづくり活動等に取り組んでいる方々を応援するため、平成4年6月に創業40周年記念事業として公益信託「仙台銀行まちづくり基金」を設立いたしました。

設立以来14年間で43先、総額580万円の助成を行いました。

平成17年度助成先「栗駒鶯沢商工会」（栗原市）

地域行事への参加

本店のある仙台市では、1月の「どんと祭」、5月の「仙台青葉まつり」、8月の「七夕まつり」と四季折々に行事が開催されます。当行では地域の一員として、積極的に行事に参加しております。

仙台青葉まつり「すずめ踊り」

また、各支店の所在地で行われる行事にも積極的に参加し、地域の活性化に協力しております。

地域の皆さまとともに

トピックス

国分町支店移転オープン

平成18年5月に、国分町支店を移転オープンいたしました。

新店舗は、「相談専用ブース」を設置しており、預かり資産やご融資等についてゆっくりご相談していただけます。

また、当行では初めて、立ったまま窓口応対をする「スタンディングオペレーション」を導入し、お客さまの目線に合わせた窓口接遇を目指しております。

国分町支店

満期延長特約付定期預金「ワンダフル1」

ご好評により、平成18年5月23日から6月30日の期間限定で、年利1%の満期延長特約付定期預金「ワンダフル1」を販売しました。

3回目の販売となった今回は、4年目から年利を1.4%にステップアップするよう、商品性を充実させていただきました。

キャンペーン

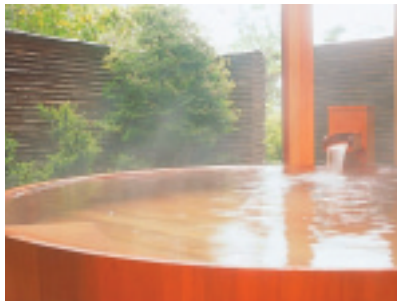

松島佐勘「松庵」

「冬の感謝祭」を平成17年12月～平成18年1月に実施し、抽選で15組30名さまに松島佐勘「松庵」さまの1泊2日ペア宿泊をプレゼントいたしました。

定期講演会

毎年、時局や景気をテーマに本店9階講堂で講演会を開催し、地域の方々に広く聴講していただいております。

定期講演会は昭和51年から開催し、平成18年3月末現在で、秋季講演会30回、新春経済講演会31回それぞれ開催しております。

新春経済講演会（平成18年1月10日開催）
講師　経済評論家・キャスター 西村　晃 氏

トピックス

業績のハイライト（個別）

平成18年3月期決算の概要について

当行では、中期経営計画「ステップ・アップ・プランⅡ」に基づき、業容の拡大と財務基盤の強化に努めてまいりました。

主な経営指標等の推移は次のとおりです。

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
経常収益	17,642百万円	18,037百万円	18,894百万円
経常利益	599百万円	1,885百万円	2,439百万円
当期純利益	579百万円	1,286百万円	1,444百万円
業務純益	3,270百万円	3,692百万円	3,330百万円
コア業務純益	2,780百万円	3,481百万円	3,343百万円
預金・譲渡性預金残高	7,209億円	7,173億円	7,408億円
貸出金残高	5,005億円	5,006億円	5,043億円
有価証券残高	1,756億円	1,816億円	1,962億円
自己資本比率（単体）	8.00%	8.33%	8.69%

経常収益について

経常収益は188億94百万円（前年同期比4.7%増）となり、2期連続で増加しました。経常収益の増加要因は、貸付金利息やコールローン利息の増加、株式等売却益の計上などによるものです。

●経常収益

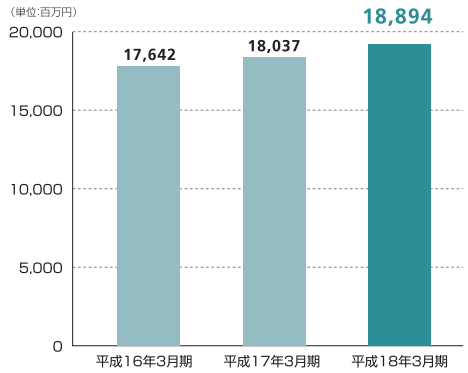

経常利益・当期純利益について

経常利益は24億39百万円（前年同期比29.3%増）、当期純利益は14億44百万円（前年同期比12.3　%増）となり、いずれも2期連続の増益となりました。経常利益と当期純利益は、コア業務純益の減少や貸倒償却引当費用の増加がありましたが、株式等売却益を計上したことなどにより増益となりました。

●経常利益
当期純利益

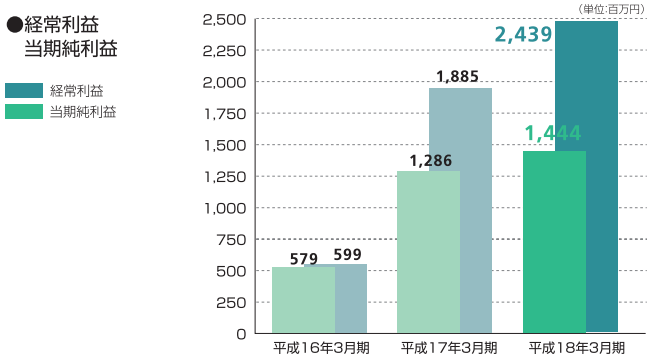

業務純益・コア業務純益について

銀行本来の収益力を表すコア業務純益は33億43百万円（前年同期比3.9%減）となりました。コア業務純益は、経費削減に努めたものの、市場金利の上昇に伴う資金調達費用の増加により資金利益が減少したことなどから減益となりました。

●業務純益
コア業務純益

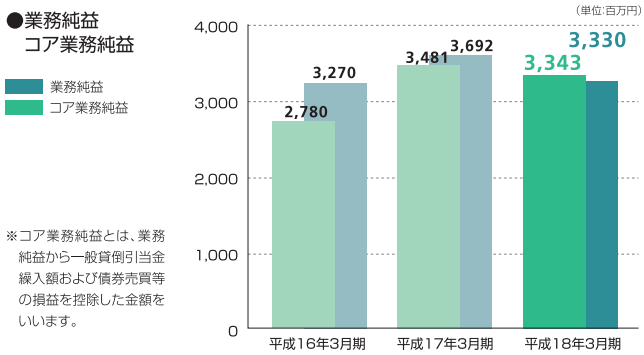

※コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額および債券売買等の損益を控除した金額をいいます。

業績のハイライト（個別）

預金・譲渡性預金残高について

預金・譲渡性預金残高は、主力の個人預金が期間限定の新型預金「ワンダフル1」の取扱いなどにより堅調に推移し、7,408億29百万円（前年同期比3.2%増）となりました。

●預金・譲渡性預金残高

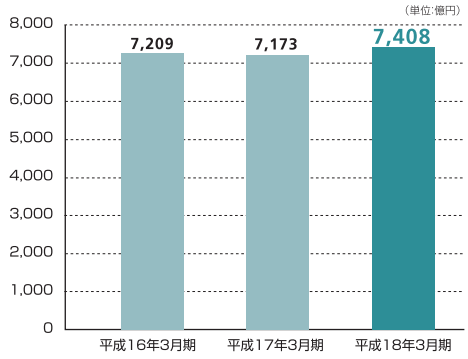

有価証券残高について

有価証券の残高は、1,962億36百万円（前年同期比8.0%増）となりました。市場動向等を勘案し、リスクの分散を図りながら、資金の効率的かつ安定した運用に傾注しました。

●有価証券残高

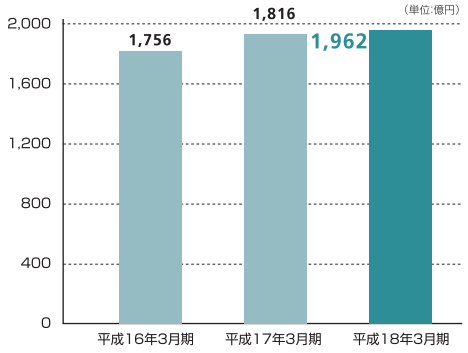

貸出金残高について

貸出金残高は、中小企業向け貸出や住宅ローンが減少したものの、地方公共団体向けの貸出等が堅調に推移し、5,043億62百万円（前年同期比0.7%増）となりました。

●貸出金残高

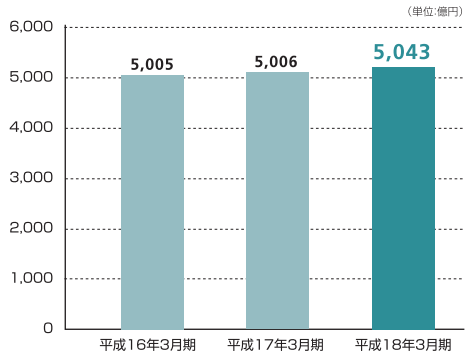

自己資本比率について

自己資本比率（国内基準・単体）は、前年同期比0.36ポイント上昇し8.69%となりました。

●自己資本比率

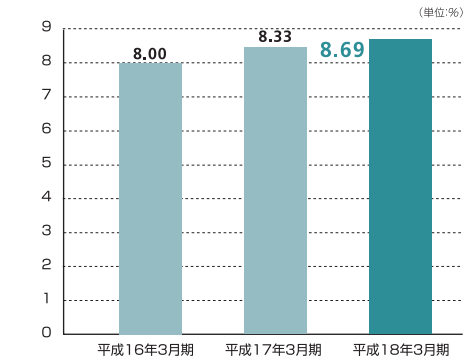

不良債権の状況

不良債権の開示については、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（金融再生法）に基づく開示基準と、銀行法に基づくリスク管理債権があります。

金融再生法に基づいた資産査定の結果、銀行の保有する債権（貸出金・支払承諾見返等）のうち、正常債権以外の債権は、前年同期比6億86百万円減少の318億1百万円となりました。

また、貸出金のみが対象となるリスク管理債権額は、前年同期比9億16百万円減少の314億68百万円となりました。

●自己査定の債務者区分に基づく債権と金融再生法開示債権及びリスク管理債権の関係（平成18年3月末現在）

（単位:億円）

自己査定 債務者区分	自己査定 分類区分 非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	引当率	金融再生法開示債権	リスク管理債権（貸出金に対する割合）
破綻先 25	8	11	2	2	100.00%	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 80	破綻先債権 25（0.49%）
実質破綻先 54	10	28	6	9	100.00%		延滞債権 231（4.59%）
破綻懸念先 179	69	59	50		67.58%	危険債権 179	
要注意先 要管理先 81	9	71			15.33%	要管理債権 57	3ヵ月以上延滞債権 1（0.03%）
							貸出条件緩和債権 56（1.11%）
						（小計 318）	合計 314（6.23%）
要注意先 要管理先以外の要注意先 724	352	372			0.56%	正常債権 4,785	
正常先 4,037	4,037				0.02%		
合計 5,103	4,488	543	59	11		合計 5,103	

●金融再生法開示債権の保全内訳（平成18年3月末現在）

（単位:百万円）

	債権額（A）	保全額（B）	担保・保証等	貸倒引当金	保全率（B/A）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	8,048	7,965	5,958	2,006	98.97%
危険債権	17,964	15,924	12,909	3,014	88.64%
要管理債権	5,788	2,125	1,234	891	36.71%
合　計	31,801	26,014	20,102	5,912	81.80%

●貸出金残高に占めるリスク管理債権額の割合

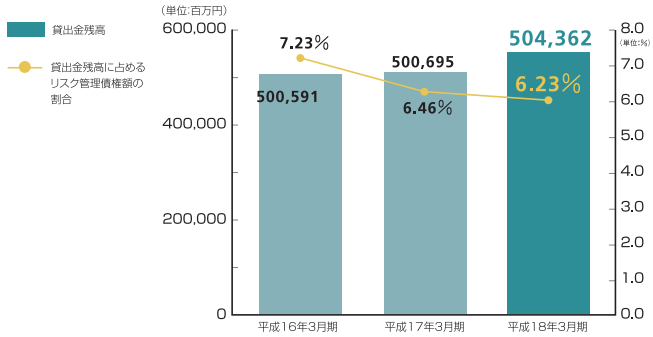

用語の説明

自己査定の債務者区分

破綻先　法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。

実質破綻先　法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。

破綻懸念先　現状は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。

要管理先　要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。

要管理先以外の要注意先　今後の管理に注意を要する債務者。

正常先　業況が良好であり、かつ財務内容も特段の問題がないと認められる債務者。

金融再生法開示債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権　破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

危険債権　債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

要管理債権　3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

正常債権　債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記3つの債権以外のものに区分される債権。

リスク管理債権

破綻先債権　税法基準に基づいて未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」と略）のうち、会社更生法の規定による更生手続開始の申立等、法律上の整理手続開始の申立があった債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者などに対する貸出金。

延滞債権　未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

3ヵ月以上延滞債権　元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権は除く）

貸出条件緩和債権　債務者の経営再建又は支援のために、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄等、債務者に有利となるよう融資条件を緩和した貸出金。（但し、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権は除く）